

質 疑 応 答 書

事業名 閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
-	本業務の実施に関連して、会場内または会場周辺において飲食の提供を行うことは可能でしょうか。可能な場合、実施可能な範囲、必要となる申請・許可、関係機関との協議事項等についてご教示ください。	本業務の実施に当たり、受託者が有料で飲食の提供を行うことはできません。 (5/29 追記) ただし、本業務の範囲外で実施する場合は、キッチンカー等を設置し有料で飲食を提供することは可能です。この場合、実施場所について本市と協議の上決定し、実施者は自ら公園管理者に公園使用許可申請を行うとともに、原則使用料を負担する必要があります。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。